

令和3年第9回

# 君津市農業委員会議事録

令和3年9月3日（金）

令和3年第9回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年9月3日（金）午後3時00分から午後4時20分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号から議案第25号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第26号から議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第31号から議案第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第7 議案第34号 令和3年度第2次農用地利用集積計画について

日程第8 議案第35号 特定農地貸付けの承認申請について

日程第9 議案第36号 君津市農業委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について

日程第10 報告第 1号から報告第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号から報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番 鈴木 郁 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 本 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7番 神 子 純 一

8番 石 橋 定 雄

9 番 真 板 徹  
1 1 番 鳥 海 純 次  
1 3 番 鈴 木 清

1 0 番 田 丸 三 郎  
1 2 番 江 澤 康 雄  
1 4 番 粕 谷 定 嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
上総事務所主任主事	真木 博章
経済部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦勞さまでございます。

1週間前を考えられないほどしのぎやすい陽気にはなりましたが、コロナの感染も全く収まる傾向もなく、本当に大変でございます。

そうした中で、いろんな会議等も自粛したりということもございますが、この本総会におきましては、そういうわけにもいかず、今日も大変な議案を抱えております。そういうわけですので、スムーズな進行の中にも慎重審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

---

◎諸般の報告

会 長 それでは、8月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

8月19日に、君津市総合建設審議会が市役所において開催されまして、私が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

農業委員会の総会は、農業委員会会議規則第17条に公開すると規定されております。本日は1名の方から傍聴の申出がありましたので、御了承願います。

(傍聴人入室)

会 長 会議に先立ちまして、傍聴人の方には、会議を傍聴するに当たり受付時にお渡ししてあります傍聴要領に記載してあります「会議の傍聴人の遵守事項」等を守っていただき、会議の進行に御協力をお願いいたします。

---

◎開 会

(午後3時00分)

議 長 それでは、総会に入ります。

開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第9回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名をお願いいたします。

---

◎議案第1号ないし議案第9号

議長 日程第3、議案第1号ないし第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第8号及び9号につきましては、14番、粕谷定嗣委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに、議案第1号ないし第7号について事務局の説明をお願いします。江澤主任主事 議案の説明の前に、事務局より議案書の訂正の連絡をさせていただきます。

議案書2ページ、議案第4号の申請地が本来4筆あるものが2筆漏れており、2筆分しか記載がされておりました。4筆に訂正したものを本日お配りさせていただいておりますので、差し替えのほうをよろしく願いいたします。お手数をおかけして申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第1号について説明します。

白駒地先の田2筆、泉地先の田1筆、畑2筆、合計面積2,624平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万8,464平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われれます。

議案第2号について説明します。

泉地先の田1筆、面積1,667平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は隣地と一体として管理したいためです。

許可基準として、下限面積を超えた6,178平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を超えており、同世帯の親族と共に耕作管理を行っていくとのことで、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

泉地先の田1筆、面積23平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は隣地と一体として管理したいためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万1,777平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、同世帯の親族と共に耕作管理を行っていくとのことで、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

泉地先の田3筆、畑1筆、面積6,097平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,987平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

泉地先の田1筆、面積252平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理できないため、譲受人は隣地と一体として管理したいためです。

許可基準として、下限面積を超えた9,581平方メートルの農地を部分的に作業委託等により経営しており、農機具は軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

西原地先の田 2 筆、面積 2,345 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しているため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた 1 万 4,294 平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、バックホー、軽ダンプ、運搬車、刈払い機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第 7 号について説明します。

広岡地先の田 2 筆、面積 445 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により管理できないため、譲受人は隣接地の空き家を購入し、一体として管理したいためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、申請農地に附属する空き家を購入し、夫婦で移住予定とのことです。それまでの間は通いにより管理をしていくとのことです。

申請地は、空き家と同時取得する場合は別段の面積 1 アールと定めているため、下限面積要件は満たしております。農機具は草刈り機等を導入予定とのことです。

農作業従事日数は 150 日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 1 号ないし議案第 5 号について、3 番、水野委員からお願いします。

水野委員 3 番、水野です。

第 1 号議案から第 5 号議案まで、譲渡人が同一人物のため、続けて説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のあったとおりです。

譲渡人は遠方に住んでいて管理ができないため、譲受人の中に親族で水田や畑の管理を任せ、今回の申請のことを任されているという方と譲受人の方と 8 月 25 日、聞き取りと現地調査をいたしました。

申請場所は全て別冊 1 ページを御覧ください。

第 1 号議案につきまして、説明いたします。

議案書の 1、2 段目の田は並んでいます。地図の右上に泉とあります。左側の道を丸柵の方向に少し進んで、Y 字路を左折して左手になります。

3、4 段目の畑の 2 筆は、先ほどの丸柵の丁字路を真っすぐ、629 と書いてある場所の隣

になります。

5段目の田は、地図の中央の鹿野山表大橋と書いてある場所が県道164号線です。道なりに下り、600メートルくらい行って、右折して2枚目の田になります。以前から譲受人の水田が隣接していたこと、自宅の近くだったことで耕作をしていたとのことでした。

続けて、第2号議案につきまして、説明いたします。

申請場所は、地図の右側に泉と書いてある場所から丸杵の方向に行って、丁字路を右折して右手側になります。隣の田んぼを耕作していることもあって、申請場所も以前から頼まれて耕作していたようです。

第3号議案につきまして、説明いたします。

申請場所は、泉の場所から丸杵の丁字路を右折して、最初を左折して少し行った道なりになります。隣地もあって、以前から耕作していると話を聞きました。

第4号議案につきまして、説明いたします。

申請場所は、地図中央の鹿野山表大橋を道なりに下り、住宅街の入り口を過ぎて、次の道を左折して左側の最初の田1筆、畑1筆と道を挟んで斜め右側の2筆になります。以前から耕作していると話を聞きました。

第5号議案につきまして、説明いたします。

申請場所は、第4号議案の手前の田になります。その手前が譲受人の畑になります。隣地で借りていたようです。

第1号議案から第5号議案まで、以前から耕作している田、畑がほとんどでした。特に問題はないと思いますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第6号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案6号につきまして、御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

8月26日、譲受人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊2ページを見てください。

中央の410バイパス、西原の信号が上のほうにあります。そこを右折しまして、久留里線を渡り、突き当たりの久留里街道を左折しまして、500メートル右に入ったところが申請地になります。現在は耕作をされています。



また、譲渡人は遠方のため管理ができないので規模縮小のため、また、譲受人は自宅に近く、規模拡大のためです。特に問題はないと思われれます。よろしく御審議お願いします。

議長 続きまして、議案第7号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第7号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙3ページを御覧ください。

上総松丘駅がありまして、駅からちょっと下のほうに300メートルぐらい行って、右側入ったところが申請地であります。

26日に電話をしまして、代理人と話をしましたが、施主さんが28日に現地でお会いしましょうということになりまして、28日に伺いました。東京のほうにいますので、ぼちぼちと改築をし、畑もやりたいということでありました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等ありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

次に、議案第8号及び議案第9号については、14番、粕谷定嗣委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(14番 粕谷委員 退室)

議長 長 それでは、議案第8号及び議案第9号について事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第8号及び議案第9号については、譲受人が同一なため一括して説明します。

議案第8号は黄和田畑地先の田1筆、面積317平方メートル、議案第9号は黄和田畑地先の田1筆、面積300平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢のため、譲受人は農業経営規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた6,640.82平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、粃すり機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木(清)委員 13番、鈴木です。

議案第8号、9号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別紙4ページを御覧ください。

中央に国道465号線がありまして、それを右のほうに行きまして、右に90度以上に曲がりまして、500メートルぐらい行ったところをまた右に下りていきまして、申請地になります。

29日に伺いまして、話を聞きました。申請の場所の土地はきれいでありまして、譲渡人の方はもう高齢で農地を譲りたいということでありまして、引受人は農業経営の規模拡大のためということでありました。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

14番、粕谷委員の入室を認めます。

(14番 粕谷委員 入室)

---

#### ◎議案第10号ないし議案第25号

議長 日程第4、議案第10号ないし第25号 農地法第3条及び農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第10号から第13号については、借主が同一のため一括して説明します。

議案第10号は中島地先の田1筆、面積347平方メートルを賃貸借、議案第11号は中島地先の田1筆、面積620平方メートルを賃貸借、議案第12号は中島地先の田1筆、面積873平方メートルを賃貸借、議案第13号は中島地先の田4筆、面積3,495平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、議案第10号から12号の貸主は耕作する余力がないため、議案第13号の貸主は自己所有地を効率的に利用したいため、譲受人は周辺農地を一体として借り受け、効率的に利用したいためです。

許可基準として、農地所有適格法人でない法人が農業に参入する場合、農地法第3条第2

項第2号及び第4号の部分を除く通常の許可要件と併せて、農地法第3条第3項の要件を満たせば、貸借に限り許可することができます。

第3項の要件については、1、農地を適正に利用していないと認められる場合、貸借契約を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。2、地域の農業者におけるほかの農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。3、法人の役員等が農業に常時従事すると認められることとなります。これらについては、書類等で満たしていることを確認しております。

当法人は、下限面積を超えた5,335平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、管理機、ユンボ、農用トラック、草刈り機、運搬車を所有しています。法人役員の農作業従事日数は150日を超える予定とのことです。技術についても視察等を行っており、特に問題ないと思われま

す。議案第14号及び第15号は、設定者が同一のため一括して説明します。

議案第14号は中島地先の田1筆、議案第15号は中島地先の田1筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定期間については、議案第20号から議案第25号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等の権利者からの同意については、借受け予定者から得られていることを確認しております。

議案第16号及び第17号は、設定者が同一なため一括して説明します。

議案第16号は中島地先の田1筆、議案第17号は中島地先の田1筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権設定期間については、議案第20号から第25号までの一時転用の許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等の権利者からの同意については借受け予定者から得られていることを確認しております。

議案第18号について説明します。

中島地先の田3筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権設定期間については、議案第20号から第25号までの一時転用許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等権利者からの同意については、借受け予定者から得られていることを確認しております。

議案第19号について説明します。

中島地先の田1筆を太陽光パネル設置による区分地上権を設定するものです。区分地上権設定期間については、議案第20号から第25号までの一時転用の許可期間と同じ3年間となります。許可基準の貸借人等権利者からの同意については、借受け予定者から得られてい

ることを確認しております。

田島副主査 続きまして、議案第20号及び第21号は、譲受人同一のため一括で御説明いたします。

6ページをお開きください。

中島地先の田2筆、面積1.029平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地となります。本来第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル170枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、パネル間隔は3.1メートル掛ける3.2メートル、営農する農作物はブルーベリーになります。

用排水計画は、上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。雨水は自然浸透です。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネル等が飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第22号及び第23号は、譲受人同一のため一括で御説明いたします。

中島地先の田2筆、面積0.833平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地となります。本来第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル170枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、パ

ネル間隔は3.1メートル掛ける3.2メートル、営農する農作物はブルーベリーになります。

用排水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。雨水は自然浸透です。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第24号について御説明いたします。

中島地先の田3筆の一部、面積0.956平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地となります。本来第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル214枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、パネル間隔は3.1メートル掛ける3.2メートル、営農する農作物はブルーベリーになります。

用排水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。雨水は自然浸透です。

設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第25号について御説明いたします。

中島地先の田1筆の一部、面積0.855平方メートルを営農型太陽光発電施設へ転用します。申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地となります。本来第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

許可期間は3年間となります。

敷地は埋立て等はいりません。

耕作予定地である申請地に太陽光パネル214枚を設置して、営農型太陽光発電施設へ転用したいとのことです。パネルの高さは低い部分で2.5メートル、高い部分で3メートル、パネル間隔は3.1メートル掛ける3.2メートルになります。営農する農作物はブルーベリーになります。

用排水計画は上水道は使用せず、汚水・雑排水の排出はありません。雨水は自然浸透です。設置作業には周辺の防災に十分配慮し、交通障害が発生しないようにします。風によって資機材、パネルが飛散しないよう、固縛に十分配慮して施工します。

周辺農地の所有者からは同意を得ております。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

以上です。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第10号ないし議案第25号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第10号から25号までは営農型太陽光発電事業の案件のため、一括して説明します。詳細は事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊5ページを御覧ください。

鈴木病院の東方、小糸川沿岸土地改良区事務所の西方が申請場所になります。

8月31日、譲受人と譲渡人の代理人ほか1名と立会いをしました。

現地は農地として管理されており、太陽光パネルの下でブルーベリーを植えて耕作することでした。ブルーベリーについては、土壌の影響を受けない樹皮培地で栽培することでした。栽培方法については、既に行っている農園の視察を行い、本件の土地で栽培できる可能性が高いのではないかと意見をもらっているとのことでした。また、遮光率から考えてもパネルの下で耕作できるとのことでした。特に問題ないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 6番、宇野です。

ブルーベリーということで、ブルーベリーの果実に、時期になると蜂や鳥など鳥害虫が非

常にたくさん飛んできて、6月頃になると雨のたびにブルーベリーが割れたりして、そこに蜂が寄ってきたりするんですけども、それはどういった対応をしていくのかなと。

あと時期になるとヒヨドリが来て、ソーラーパネル等を汚したり、商品であるブルーベリーも食べていってしまうので、その辺どういった対応を取られるのか質問したいです。

議 長 事務局。

田島副主査 お答えいたします。

こちら、虫、鳥を防ぐためにネットのほうを張り巡らせまして、被害が極力及ばないように適切に管理していくということで伺っております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

宇野委員 はい。

議 長 じゃ、水野委員。

水野委員 3番、水野です。

議案10号と議案20号の譲渡人は同じかと思いますが、この方の最初の耕作の余力がないということで書いてありますけれども、私がすみません、知る限りこの方は会社員ではなくて農業をやられている方で、5町歩以上田を耕作している方だと思うのですが、前回もこのように余力がないということで記入が入っていて、今回もそのように入っています。これはどういったことなのかなという点でちょっと疑問に思いまして、発言させていただきました。

議 長 事務局。

江澤主任主事 お答えいたします。この部分は申請書に記載のあったとおりに書いているんですけども、実際にほかのところではやっている余力があるかもしれないけれども、この部分だけはちょっと一体として利用ができないので、その部分について耕作する余力がないということでこの記載になっているかと思われまます。

水野委員 3番、水野です、すみません。

かなり農機具もキャタピラーがあるものとか、トラクターでも何種類か持っていて、深い田んぼにも適応できるような農機具は全部そろえてある方だと思っていたので、この余力がないというのが、このためだけなのかなということを今回感じてしまったんですけども、いかがなんでしょうか。

議 長 事務局。



江澤主任主事 お答えいたします。

事務局の認識としては、その部分は自分の農地と、例えば隣接しているとかで耕作しやすいとか、そういうところではないので、その部分について行く余力がないというか、そういう認識で申請は受け付けております。

以上です。

議 長 3人。10、11、12とも同じ事由。

江澤主任主事 そうですね、はい。

水野委員 でも、その10号と20号の方だけは、はい、分かりました。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 ほかに質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

ここから農地法第5条の規定による許可申請に係る採決となります。

議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

議長 長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

なお、議案第10号ないし第19号の農地法第3条の規定による許可申請の許可日については、農地法第5条の規定による許可申請の許可日と同日とすることといたします。

---

#### ◎議案第26号ないし議案第30号

議長 日程第5、議案第26号ないし第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

田島副主査 議案第26号について御説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

新御堂地先の田1筆、面積1,021平方メートルを所有権移転によりゴルフ練習場用地へ転

用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋立ては行わず、敷地内の発生土での整地となります。

用排水計画は雨水排水のみで自然浸透及び既設側溝への排水となっております。

工事中は地域住民の迷惑にならないよう十分注意します。

議案第27号について御説明いたします。

三田地先の畑1筆の一部、94平方メートル、田1筆の一部、211平方メートル、合計305平方メートルを賃貸借権設定により資材置場へ一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を給排水管工事に伴う資材置場へ転用したいとのことです。

敷地は埋立ては行わず、整地のみ行います。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

周辺農地の作付に十分配慮し、粉じん、防音等に最善の注意を払います。

議案第28号について御説明いたします。

長谷川地先の田2筆、面積299平方メートルを使用貸借権設定により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に建築面積118.75平方メートルの専用住宅を建築したいとのことです。敷地は前面市道より下がっているため、市道と同じ高さまで購入土により造成いたしますが、500平方メートル未満ですので、市残土条例の規定には該当いたしません。

用排水計画は、用水は公営水道を利用、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に農業用側溝へ放流します。放流について、管理者の土地改良区からは承認済みです。

用水沿いにコンクリート擁壁を設置し、土砂流出がないようにします。

議案第29号について御説明いたします。

大戸見地先の田1筆、面積1,271平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に太陽光パネル276枚を設置したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで自然浸透となっております。

施設整備時には、周辺農地の作付に十分配慮し、粉じん、防音等に最善の注意を払い、土

砂の流出がないようにします。

経済産業省及び東京電力への申込みは済んでおります。

議案第30号について御説明いたします。

草川原地先の田1筆の一部、面積171.66平方メートルを使用貸借権設定により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地に建築面積59.62平方メートルの専用住宅を建築したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、整地のみです。

用排水計画は、用水は公営水道を利用、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に既設共同排水管へ放流します。

工事中は仮囲いを行い、物資が飛散しないよう注意します。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第26号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案26号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は6ページを御覧ください。

図の右上にある特養老人ホーム夢の郷、その脇の道を新御堂方向に入り、新御堂生活センターの表記がある部分を左に曲がっていくと現地になります。

9月1日に譲受人及び譲渡人の双方の代理人と現地確認を行いました。現地は地目は田んぼですが、既に畑の状態になっており、雑草は生えていましたが、保全管理はされている状況でした。大分前から耕作はされていない状態で、すぐ隣がゴルフ練習場で、この練習場から歩いて下りて、アプローチの練習をするための場所にするということでした。打席からすぐ近くで使用しやすいというふうに感じました。遊休農地の有効活用となると思います。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第27号及び第28号について、10番、田丸委員からお願いします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案27号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

8月29日、譲受人に連絡を取りまして、午後から現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊2ページを見てください。

中央の410バイパス、238とありますけれども、ここが味楽園小櫃店になります。その先を右折しまして、久留里線を渡り、右側が申請地になります。前回もここは資材置場として、奥のほうに申請がありました。今回は入り口のほうの申請地になります。

賀恵淵地先の配水管更新工事に伴う資材置場として、今回は埋立ては行わず、整地のみで鉄板を敷いて利用するとのことです。特に問題はないと思われれます。よろしく御審議お願いします。

続きまして、議案28号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

8月30日、代理人の方に連絡を取り、午後から現地で話を伺いました。

別冊の7ページを見てください。

中央の道路は加茂木更津線です。648のところから、1キロぐらい入ったところが申請地になります。

譲受人は昨年結婚をしまして、現在実家で両親と同居しておりますが、今後、子供が生まれた場合のことを考え、敷地入り口にある父親名義の農地を借り受け、専用住宅を建設するとのことです。

申請地は段差があるため、市道と同じ高さに埋立てをし、また、農業用水路沿いには土砂流出を防ぐため、コンクリートの擁壁工事を行うとのことです。

上水道は道路の本管より取り出し、汚水、生活排水は合併浄化槽にて処理後、農業用水側溝に放流します。また、農業用水は土地改良区の管理なので、申請を行い、承認を得ることです。特に問題はないと思われれます。よろしく御審議お願いします。

議長 続きまして、議案第29号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第29号について説明します。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、8ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川でありまして、中央に318番というのがありまして、ここが大盛橋でありまして、そこから川伝いに左のほうにずっと行きまして、1キロぐらい行き

まして、そこをまた右に下りていきまして、また左ですか。そこが申請地であります。

27日に、代理人と電話して、現地でお会いしまして、聞き取りをしました。

現状は草刈りをしてきれいになっておりました。譲人はもう高齢であり、前回も近くのところを太陽光に譲っています。今回も草刈りも大変であるということで、現地を譲りたいということでありました。引受人は太陽光発電をしたいということです。特に問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第30号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号30号について説明をいたします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

別冊位置図9ページをお開きください。

図面の左部分は亀山ダムで、中央を走る道路が国道465号線です。申請地は、この国道から400メートルほど入ったところに位置しております。

8月27日、譲渡人と現地において申請内容について確認いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲受人は袖ヶ浦市内の賃貸住宅で生活しておりまして、来年、子供が小学校に入学するという事だから、自分が育った実家に帰ってくることにしたとのことです。実家は親と同居するには手狭なため、実家に隣接する農地に住宅を建てて生活することです。申請地は農業振興地域でありましたが、この3月、除外が決定していることなどから、ここに問題無いということでご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 举手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎議案第31号ないし議案第33号

議長 日程第6、議案第31号ないし第33号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第31号及び第32号は、同一事業のため一括で御説明いたします。

9ページを御覧ください。

大野台地先の田5筆、面積3,495.92平方メートル、畑2筆、面積578平方メートル、合計4,073.92平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う砂利採取用地、資材置場として、令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

議案第33号について御説明いたします。



小櫃台地先の畑1筆、面積773平方メートルについて、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う搬出路及び資材置場用地として、令和3年10月31日まで許可を得ていましたが、令和4年10月31日までの計画変更の申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

以上です。

議長 長 ただいま事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

#### ◎議案第34号

議長 長 日程第7、議案第34号 令和3年度第2次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第34号につきましては、6番、宇野真弘委員の関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(6番 宇野委員 退室)

議長 それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第34号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第2次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書11ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区12件、33筆、4万768平方メートル、小糸地区4件、8筆、8,542平方メートル、清和地区1件、4筆、2,519平方メートル、上総地区2件、2筆、2,630平方メートル、合計19件、47筆、5万4,459平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、小櫃地区2件、11筆、1万2,405平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書12ページから24ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第34号に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第34号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

6番、宇野委員の入室を認めます。

(6番 宇野委員 入室)

---

◎議案第35号

議長 日程第8、議案第35号 特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第35号について説明します。

本案は令和3年第8回農業委員会総会において保留になった案件になります。主な保留の理由として、市民農園開設に当たり、附帯施設の不足や周辺施設への事業の説明がなされていないことにより、近隣住民に迷惑がかかることや運営に支障が出るのが懸念されるためです。これらの内容については、開設者に聞き取りを行い、附帯施設を充実することや周辺施設との事前協議が済んでいることを確認しており、前述したような懸念点は解消されていると思われます。また、承認後、農地借受け契約前に再度隣接者のところには挨拶に行くとのことでした。

その他の承認基準については、第8回総会から変更するところはなく、満たしていると思われ、現在不耕作の申請地を有効に利用できる計画であると思います。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

なお、前回の総会において保留としていた案件でございますので、現地調査報告については省略いたします。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木です。

先ほど、この特定農地の貸付けによる貸し農園ですけれども、開設者の〇〇氏から今日説明を伺いました。多分私が開設場所の一番隣接地に近い農業委員として、今回の案件調査もさせていただきました。

その中で、近隣住民の行動に対する不安がまだ若干解消されていない部分がありまして、それでそこら辺の説明をしながら合意を得てくれということでした。隣接者の合意はされていないと。聞いてはいるけれども、合意はしていないというちょっと日本語のあやふやなところがありまして、今日の説明の中で、何点か伺った中で明らかになったこともありますけれども、最後に聞こうと思った1点がちょっと時間の関係で聞けませんでした。

ですから、それは何かというと、水を、要するに散水ですね。散水行為をIT利用、要するにスマホとかパソコンとか、そういう電子機器を使っての散水行為をするという説明がありましたけれども、実態として水の管理を、水利権をどういうふうに運用するのかという説明がありませんでした。ですから、ここら辺についてまだちょっと説明漏れが、若干不備な

ところがあると思われまますので、今回、私の立場としては、承認決議を保留させていただきます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

事務局いいですか、その水の件は。水道は使えるという形でしたから。

江澤主任主事 はい。

鈴木（郁）委員 いや、水道は手洗いのための水道で、旧宅地の中にまだ水道の給水線だけは入って、解約していないようなんです。だから、改めて水道加入をすれば、設備としては整っているんですね。だから、そこら辺の手続が終わったかどうかというのを実はまだ確認していません。

それと、もう一つ言いますけれども、畑には種をまいたら水をまかなくちゃいけないという行為があるんですけれども、そこら辺を先ほど言ったように遠隔操作でやるというような説明をしていましたけれども、実態としてどういうシステムで水源をどこから持ってくるかという説明はありませんでした。あそこの今回の貸付地の場所には井戸水、ここら辺には大体上総掘りという自然噴水の井戸があるんですけれども、当該地の場所にはその施設はありません。ですから、我々が水利組合として田んぼに配水する用水路はあるんですけれども、それをもし活用するということになるのであれば、今度我々水利組合の加入権の必要も出てきますので、まだそういう協議も実際にはされていません。ですから、今回の承認についてはちょっと保留させていただきたいということです。

江澤主任主事 すみません、お答えします。

そのスマホを使った散水行為というのは、あくまでも計画なので、もしかしたら実際にやっていく中で、そういうのは難しいとなったらもちろん変わることもあるとは思いますが。

水利権の話なんですけれども、以前、委員のほうに聞いたときに、あそこは該当外だという話を聞いていたので、その辺については大丈夫だとは思っていたんですけれども、市との協定の中で、そういう水利権が発生する場合は、契約前とかに協議をしてくださいというふうになっていますので、この承認後の契約の際に、再度水利権等を確認して、加入の必要があれば加入する方向になるとは思いますが。

鈴木（郁）委員 ただ私はまだ聞いていません。説明不足だ。

江澤主任主事 土地の契約自体がこれからなので、その際に多分お話があるとは思いますが。

鈴木（郁）委員 本来は年間の事業計画書等を確認したかったんですけれども、時間的な余裕

がなかったので、そこまで至らなかった。ちょっと政策的な事業としての君津の地域の活性化のためという理由づけとしては非常にいい案なんですけれども、ちょっと細かい点で、先ほど言った社会インフラの整備、そこら辺のフォローをもう少し確認する必要がある。

齋藤事務局長 ただいまの鈴木委員の御意見のほうなんです、その辺のところは聞けなかったということで、その辺のところはこちらとしても分かる部分ではある。

ただこの事業については、今回承認を受けた中で、これから生じるいろいろな不都合な部分、いろんなことが多分起こってくる可能性が非常に多いのかなというのがあります。先ほどの事業者の方の説明の中でも、これからいろいろなケース、この事業自体が初めてのケースと言っているのかもしれないんですけれども、それについて今後、いろいろそのところにぶつかった時点で解決をしていくのかなというのが思われますけれども……。

鈴木（郁）委員 ちょっと私も勉強させていただきましたけれども、この特定農地貸付けの法令の中に、こういう3段書きになっているんですね。この中に市民農園促進法というのがあるんです。市民農園整備促進法の中には、ちゃんと農機具収納等施設、休憩施設、トイレ、その他の附帯設備の設置が必要条件なんです。最初から必要条件なんです、許認可上。

ところが、特定農地及び都市農地貸付法という単純な法令の中には、条件とされていないと書いてある。だけれども、やっていることはほぼ同じなんです。場所が違うだけなんです。市民農園という場所でやるのと、特定農地でやりましょうと。多分やることは同じなんですけれども、市街地の中は多分やはり社会的な社会インフラの整備のために駐車場を用意しなさい、トイレを用意しなさいとなっているんですけども、こっちの一般的な田舎のローカルな場所での特定農地は、そこまで準備しなくてもどんどんやってくださいというような感じなんです。

でも、先ほど言った人の集まること、それから先ほど言った都市部から人を集めるということは、市街地農園とほぼ活用の方法は同じなんです。だから、そこら辺がちょっと私は法の不整備じゃないかという気がする。

ですから、指導要綱等でももう少しこれに類似するようなことを市の指導要綱として、窓口、要するに行政手続の中でこういう指導をしていきますというふうにしたほうがいいのかという気がします。

ということは、さっき言った水利権なんて非常に大きな問題。農業というのは水利の水争いというのは、もう昔の江戸時代からあることで、これは私の水利権と主張される場合があります。いまだに水利組合、土地改良区という制度があつて、土地の利用に関する水利権の

利用、脱退・加入というのがあります。そういうことを知らないまま勝手に水を使っている人というのは結構多いんです。だから、こういう若い世代の人はそういう農業という社会インフラの環境をまだよく知らない可能性がある。やろうとする貸農園というその整備システム、事業の展開は私は賛成します。賛成するんだけど、そういう現状の農業社会の実態とちょっとかけ離れているのが見え隠れするので、そこら辺の合意をちょっと確認したかったんですけども、今日はちょっと時間がなかったので聞けませんでした。

議長 その部分、今日我々が判断しなければいけないというものでもないので、現地の指導員もちょっといることですし、幸いに鈴木委員も近くにおりますから、いい意味でやっぱり指導していただいて……

鈴木（郁）委員 だから先ほど言ったように私は協力します。

議長 あとは農政課のほうが結局貸付けに入るわけですからね。

鈴木（郁）委員 この事業そのものを反対するんじゃなくて、協力していきますけれども、要するに協力していくんですけども、その合意をどういう形で活用というか、利用できるか、地域住民との話合いの上で、こういう形で水利権の利用とかそういうものは、必ず散水すると言っていましたから、水は使うわけです。じゃ、それは自分の市の水道局の水利加入して、水道を引っ張るとかという計画があるなら、それはそれで結構となるんですけども。

議長 そこら辺は今後やってもらうことになると思いますので。

鈴木（郁）委員 やられたら困る。

議長 始める前に全て整えてというわけにはなかなかいかないかもしれないかもしれませんので、今日の決定に関しては、そこら辺はまた今後の指導部分に加えてもいいと思いますので。

鈴木（郁）委員 だから承認するしないに決を採る場合には、皆さんの意見で決められて結構です。ただ私はちょっと今の賛否にはどちらともつかないような立場なので。申し訳ないですが。

議長 わかりました。

他にございますか。

（発言する者なし）

議長 それではですね、質問、意見等がここにありますので、議案第35号について採決をしたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長 挙手多数でございますので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。

---

◎議案第36号

議長 日程第9、議案第36号 君津市農業委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

田島副主査 議案第36号についてご説明いたします。

こちらは全庁的な押印の見直し方針に従い、君津市農業委員会公印規則、君津市農業委員会会議規則、君津市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則、これらの関係規則を整備するものでございます。

主な見直し方針といたしまして、申請書や届出書の押印につきまして、本人署名でありましたり、申請時に本人確認ができるなど、いずれかの方法で本人であることが担保できるならば、形式的に押される認印に意味が無いことから認印を原則廃止するものでございます。

まず、27ページ、28ページの公印規則についてでございますけれども、公印に事故があった際の届出様式の認印を削るものでございます。

続きまして29ページ、会議規則についてでございますが、署名押印としていたものを、自筆である署名であれば、本人であることは担保されますことから、署名押印を署名に改めるものでございます。

続きまして30ページ、31ページ、最適化推進委員の選任に関する規則につきましては、自薦応募書の様式の認印を削るものでございます。これは本人署名であったり、申請時の本人確認等で本人の担保ができると考えられるからでございます。

施行日はいずれも令和3年10月1日を予定しております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は、原案のとおり決定をいたします。

---

◎報告第1号ないし第10号

議長 日程第10、報告第1号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出

について、報告第8号ないし第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第10号について質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第10号を終わります。

---

◎閉会

議長 これをもちまして、令和3年第9回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第10回農業委員会総会は、令和3年10月5日火曜日に市役所5階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後4時20分)